

排水設備の技術基準について(抜粋)

2026.9.1

1 排水管の内径・勾配(千葉市排水設備確認申請審査基準 第5条)

＜表2-1＞ 污水管

排水人口(人)	排水管の内径(mm)	勾 配
150未満	100以上	2.0/100
150以上 300未満	125以上	1.7/100
300以上 500未満	150以上	1.5/100
500以上	200以上	1.2/100

④ 2.9人/戸としています

＜表2-2＞ 雨水管又は合流管

排水面積(㎡)	排水管の内径(mm)	勾 配
200未満	100以上	2.0/100
200以上 400未満	125以上	1.7/100
400以上 600未満	150以上	1.5/100
600以上 1500未満	200以上	1.2/100
1500以上	250以上	1.0/100

＜適用注意(表2-1、2-2)＞

- ①地形等の状況により勾配が表2-1・2-2によることができない場合、管内流速を0.6m/sから3.0m/sの範囲内
(雨水・合流管の管内最低流速は0.8m/s)
- ②一つの建築物(又は敷地)から排除される污水(雨水又は雨水を含む下水の一部)の一部を排除すべき排水管で延長が3m以下は内径75mmで勾配3/100以上
- ③排水管の延長が、その内径の120倍を超えない範囲内において樹又は、マンホール
(例) 排水管の内径が100mmの場合
 $0.1\text{m} \times 120\text{倍} = 12\text{m}$ 以下に樹又はマンホール

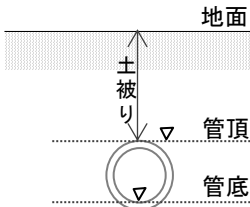
2 排水管の土被り(千葉市下水道条例施行規則 第3条)

＜表3-1＞ 排水管の土被り

公 道 内	土被り75cm以上
私道内(幅員4m未満)	45cm以上
私道内(幅員4m以上)	75cm以上
宅 地 内	20cm以上

＜ 参 考 ＞

管種・管径	外径(管厚)
VUφ100	114mm(6.6mm)
VUφ125	140mm(7.0mm)
VUφ150	165mm(8.9mm)
VUφ200	216mm(11.0mm)



3 樹の深さ、大きさ(千葉市排水設備確認申請審査基準 第5条)

＜表4-1＞ 汚水樹の大きさ

(単位cm)

深 さ	大 き さ (種 類)		
	コンクリート樹	合成樹脂樹	小口径樹
60未満	内法 幅30以上	内径30以上	内径15以上
60以上 80未満	幅35以上		
80以上 120未満	幅40以上	40以上	20
120以上 150未満	幅60以上		

＜適用注意(表4-1)＞

- ①耐久性、水密性のもの
②コンクリート製汚水樹の底部にはインパートを設け、流入・流出側は2cm程度の落差

＜表4-2＞ 雨水樹の大きさ

(単位cm)

深 さ(管底)	大 き さ (種 類)		
	コンクリート樹	合成樹脂樹	小口径樹
60未満	内法 幅30以上	内径30以上	内径15以上
60以上 80未満	幅35以上		
80以上 120未満	幅40以上	40以上	20
120以上 150未満	幅60以上		

＜適用注意(表4-2)＞

- ①深さ15cm以上の泥溜
②蓋は汚水樹と区別
③樹は浸透樹にする事が可

4 確認申請の平面図に表示するもの(下水道条例施行規則 第4条)

- (1) 申請地の境界、面積、申請地附近の道路及び公共下水道施設の位置
(2) 建物の区画、台所、水洗便所及び浴室、その他排水施設の位置
(3) 管渠の配置、形状寸法及び勾配